神奈川県訪問介護等サービス提供体制確保支援事業費補助金（高齢福祉課分）実施要領

第１　趣旨

この要領は、神奈川県訪問介護等サービス提供体制確保支援事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第 17 条の規定に基づき、交付要綱別表１の第５欄に掲げる所管課が高齢福祉課である事業（以下「本事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

第２　補助事業の内容等

１　補助対象経費

別表１の第１欄に掲げる事業区分に応じ、第２欄に掲げる各取組に要する経費とする。

２　補助対象期間

交付決定日から当該年度の３月 31 日までとする。

なお、休業等により訪問介護等サービスを提供していない期間は補助対象外とする。

また、経営安定化を図るために要する経費については、訪問機能導入日（訪問介護事業所開所日）又はサテライト（出張所）設置日が 10 月１日以降である場合でも補助対象期間は当該年度中に限る。各年度の補助金の合計額は補助基準額を上限とする。

第３　交付申請

本事業による補助を受けようとする者は、交付要綱第６条の規定に基づき申請書類のほか、次に掲げる書類を添付して提出するものとする。

(1)　神奈川県訪問介護等サービス提供体制確保支援事業費補助金（高齢福祉課分）事業計画　確認票（別紙様式１の１、２）

(2)　振込先口座申出書

第４　追加交付申請

１　交付決定を受けた後、事業内容の変更・追加等により、補助額の追加交付決定を受けたい場合は、交付要綱第９条の規定に基づき補助金変更交付申請の手続を行う。

２　県は、当該事業の予算の範囲内で、追加交付の可否を決定するものとする。

第５　実績報告

１　本事業に係る実績報告をしようとする者は、交付要綱第 12 条の規定に基づき実績報告書を作成し、次に掲げる書類を添付し提出するものとする。

(1)　神奈川県訪問介護等サービス提供体制確保支援事業費補助金（高齢福祉課分）事業実績　確認票（別紙様式２の１、２）

(2)　別表２に定める書類

２　交付要綱第 12 条の事業完了の日は、事業計画書に記載された内容が全て完了し、かつ補助対象となる費用の支払いが全て完了した日とする。

附　則

この要領は、令和８年５月 15 日から施行し、令和８年７月９日から適用する。